

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	伝統芸能楽器の貸出許可
根拠法令及び条項	那覇市伝統芸能楽器貸出要綱 第2条、第3条
審 査 基 準	
那覇市伝統芸能楽器貸出要綱 <別紙のとおり>	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 生涯学習課(098-917-3502)
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

那覇市伝統芸能楽器貸出要綱

(貸出できる楽器)

第2条 貸出できる楽器、数量は別表1のとおりとする。

(貸出の対象)

第3条 貸出の対象は、那覇市内にある次の各号に該当する団体とする。

- (1) 学校・幼稚園
- (2) 保育所・保育園
- (3) 子ども会(自治会等の子ども会も含む)
- (4) 子ども教室
- (5) 自治会(青年部)
- (6) 前各号に定めるほか、教育長が必要と認める場合

別表1

楽器品目	数量	付属品
(1) 三味線(人工皮)	125	ソフトケース・ウマ・ツメ・弦
(2) 中太鼓(30cm)	9	バチ
(3) 中太鼓(33cm)	9	バチ
(4) 大太鼓(39cm)	15	バチ
(5) 大太鼓(45cm)	14	バチ
(6) 締め太鼓(30cm)	30	バチ
(7) 締め太鼓(25cm)	30	バチ
(8) パーランクー(21cm)	210	バチ
(9) パーランクー(18cm)	87	バチ

ただし、貸出・予約状況によって、貸出できる数量に制限がある。